第3部 環境の現状と対策

第1章 大 気 汚 染

第1節 大気汚染の現況

1 概 要

本県では大気汚染に係る環境基準物質の測定を表25のとおり実施しているが、大規模な発生源が少ないため、二酸化硫黄はじめ各汚染物質とも全国的にも低汚染地域であり、経年的にも横ばい傾向が続いている。昭和61年度の測定結果によると、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについて短期的には若干環境基準を超える地点があるが 長期的評価によると鳥取市松並町(固定局衛生研究所)及び米子市西福原(固定局米子保健所)とも全物質が環境基準に適合していると考えられる。(表26) また、自動車排出ガスによる大気汚染は、一酸化炭素について横ばいの傾向にある。

表 25 一般環境大気及び自動車排出ガス測定局一覧表

26	即 定 局 所 在 地			=		武 		測	定	項 目	
4				/FJ		加 任 地	二酸化	一酸化 炭 素	浮遊粒子 状物質	窒 素酸化物	光 化 学 オキシダント
一大	衛	生	研	究	所	鳥取市松並町二丁目	0	0	0	0	0
般 類 環定	米	子	保	健	所	米子市西福原	0	0	0	0	0
境局	ш		吉		津	日吉津村日吉津	0				
自ガ	日3	を旅	厅也	ンタ	<i>?</i> —	鳥取市未広温泉町		0			
自動車 排記 連定	丸	Щ	交	差	点	鳥取市松並町三丁目		0			
出局	中	国	電	力	前	米子市加茂町		0			

(注) ○印は測定実施

表 26 大気汚染の現況

State of the state	7793 45°C +++ 346	測定結り	是(単位:浮遊粒子状物質 <i>咽。</i>	/ n³、その他pm)	and the
測定物質	環境基準	衛生研究所	米 子 保 健 所	日吉津	評 価
二酸化いおう	1時間値の1日平均値 0.04 ppm以下	$0.002 \sim 0.023$	0. 000 ~ 0. 028	0.001 ~ 0.022	全測定局が環境基準に適合してい
	1時間値 0.1 ppm以下	$0.001 \sim 0.045$	0. 000 \sim 0. 064	$0.001 \sim 0.044$	ると考えられる。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 10 ppm以下	0.2 ~ 0.9	0. 2 ~ 1. 2		全測定局が環境基準に適合してい
一 飯 化 灰 糸	1時間値の8時間平均値 20 ppm以下	0.1 ~1.2	0. 2 ~ 2. 0		ると考えられる。
)	1時間値の1日平均値 0.10 mg/mi以下	0.008 ~ 0.065	0. 010 ~ 0. 127		米子保健所で環境基準を1日、1 時間超えたが、長期的評価では全
浮遊粒子状物質	1 時間値 0.20 m/m'以下	0. 004 ~ 0. 193	0. 004 ~ 0. 262		測定局が適合していると考えられ る。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ~0.06 ppmまでのゾーン内又は それ以下	0.000∼ 0.016	0. 003 ∼ 0. 027		全測定局が環境基準に適合してい ると考えられる。
光化学オキシダント	1 時間値 0. 06 ppm以下	0.000 ~ 0.100	0. 000 ~ 0. 083		衛生研究所及び米子保健所で環境 基準を若干超えたが、緊急時の措 置基準 0.12 mmを超えることはなかった。

表 27 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日環境庁告示第25号制定昭和48年5月16日環境庁告示第35号一部改正昭和53年7月11日環境庁告示第38号一部改正

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日 平均値が0.04ppm 以下であり、か つ、1時間値が 0.1ppm以下で あること。	1 時間値の1 日平 均値が10 pp m以 下であり、かつ、 1 時間値の8 時 間平均値が20 pp m 以下であること。	1 時間値の 1 日平 均値が 0.10 mg/m [*] 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg / m [*] 以下であるこ と。	1時間値の1日 平均値が 0.04 ppmから0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下で あること。	1 時間値が 0.06 ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分析 計を用いる方法	ろ過捕集による重 量農度測定方法又 は、この方法によ って測定された重 量農度を有する量が えられる光散乱法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリウム 溶液を用いる吸光光度法又は、電量法

- 備考 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
 - 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学 反応により生成される酸化性物質(中性ョウ化カリウム溶液からョウ素を遊離するものに 限り、二酸化窒素を除く)をいう。

2 汚染物質別測定結果

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄濃度の測定は、自動測定機(溶液導電率法)により鳥取市松並町鳥取県衛生研究所 (以下「衛生研究所」という。)、日吉津村日吉津藤山宅(毎月1回、約2週間連続) 並びに米子 市西福原米子保健所(「以下「米子保健所」という。)で実施している。

昭和61年度の測定結果によれば、衛生研究所では測定時間8,612時間について1時間値の1日平均値の最高値0.023ppmであり環境基準に適合している。米子保健所では測定時間が7,751時間で、1時間値の1日平均値の最高値は0.028ppmであり、環境基準に適合している。また、日吉津村日吉津は環境基準に適合していると考えられる。

- 二酸化硫黄の経年変化は図1のとおりである。
- 二酸化鉛法による硫黄酸化物測定を鳥取市 5 地点、倉吉市 4 地点、米子市 6 地点、境港市 3 地点、日吉津村 1 地点で実施しており、昭和 61 年度測定結果は最高 0.376 M SO 3/日 / 100 cm^2 P b O 2 (皆生温泉会館) で、汚染の目安とされる 0.5 M SO 3/日 / 100 cm^2 P b O 2 を下回っている。 経年変化は図 2 のとおりである。

表 28 二酸化硫黄濃度測定結果

測 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	が0.		が 0. ppm えた		一時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の二%除	日 0.04 ppm 平 り の 超 が 上 た 有 し の る る え え り 連 た た 、 有 た た 、 有 た た 、 有 た た た 、 有 た た た 、 有 た た た 、 有 た た た 、 有 た も た 、 有 た も た た る た 。 た の た の と の と の と の と の と の と の と の と の	環期 環期 お は は の の は の の は の の は の の は の の の は の の の は の の の の の の の の の の の の の
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(有×無〇)	(日)
衛生研究所	355	8,612	0.005	0	0	0	0	0.045	0.023	0.011	0	0
米子保健所	319	7,751	0.004	0	0	0	0	0.064	0.028	0.010	0	0
日 吉 津	174	4,412	0.004	0	0	0	0	0.044	0.022	0.015	0	0

表 29 二酸化硫黄濃度経年変化

測定局		項		E		昭 和 56年度	昭 和 57年度	昭 和 58年度	昭 和 59年度	昭 和 60年度	昭 和 61 年度
	測	定	時	間	(時間)	8, 868	8, 674	8, 628	8, 722	8, 526	8, 612
衛	年	平	均	値	(ppm)	0. 006	0. 005	0.005	0. 005	0.005	0.005
生		間値が え た	0.1 ppn 時 間	iを 数	(時間)	0	0	0	0	0	0
研究	日平 超	均値が え た	0.04 pp m E 日	を 数	(日)	0	0	0	0	0	0
所	1 時	間値	の最高	値	(ppm)	0. 078	0. 059	0. 047	0. 040	0. 051	0. 045
	日平	均值	の最高	値	(ppm)	0. 023	0. 019	0. 013	0. 015	0. 017	0. 023
	測	定	時	間	(時間)	3,692	4, 125	4, 702	4, 246	4, 123	7, 751
*	年	平	均	値	(ppm)	0.008	0.008	0.006	0. 007	0. 006	0.004
子		間値が え た	0. 1 ppn 時 間	iを 数	(時間)	0	2	0	0	0	0
保健	日平:超	均値が え た	0.04 ppm : 目	を数	(目)	0	3	0	0	0	0
所	1 時	間値	の最高	値	(ppm)	0.060	0. 121	0. 027	0. 041	0. 045	0.064
	日平	均值	の最高	値	(ppm)	0. 023	0. 057	0.010	0.020	0. 020	0. 028

測定局		項		目		昭 和 56年度	昭 和 57年度	昭 和 58年度	昭 和 59年度	昭 和 60年度	昭 和 61年度
*	測	定	時	間	(時間)	1, 344	861	2, 588	3, 789	3, 982	
** 境 港	年	平	均	値	(ppm)	0. 005	0.005	0. 005	0.008	0.009	
境港市老人福祉	1時 超	間値が え た	0.1 ppn 時 間	ー を 数	(時間)	0	0	0	1	13	
セ	日平超		0.04 pp m た 日	を数	(日)	0	0	0	0	5	
ン タ 1	1 8	寺間値	の最高	値	(ppm)	0. 034	0. 017	0. 040	0. 109	0. 146	
	日3	平均 値	の最高	値	(ppm)	0. 012	0. 008	0.009	0. 031	0. 050	
	測	定	時	間	(時間)	1,560	4, 320	4, 052	4, 030	4, 303	4, 412
日	年	平	均	值	(ppm)	0. 005	0.006	0.004	0.005	0.004	0. 004
-1-	1時 超	間値が え た	0.1 ppm 時 間	を 数	(時間)	0	1	0	0	0	0
吉	日平 超	-	0.04 ppm た 日	を 数	(日)	0	0	0	0	0	0
津	1 8	寺間値	の最高	値	(ppm)	0. 070	0. 129	0. 100	0. 080	0. 025	0. 044
	日3	平均值	の最高	値	(ppm)	0. 026	0. 032	0. 027	0. 021	0. 015	0. 022

※印は昭和 59年 2 月から境港工業高校より変更

表30 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度年平均値経年変化

(単位:mgSO3/日/100cm2PbO2)

				\	7 DO 3 / H		
測	定 地 点	昭 和 56年度	昭 和 57年度	昭 和 58 年度	昭 和 59年度	昭 和 60年度	昭 和 61年度
	鳥 取 警 察 署	0.092	0. 081	0.045	0.089	0.075	0. 083
	鳥取女子高校	0. 176	0.084	0. 046	0. 085	0. 097	0. 107
鳥取市	鳥 取 市 立 病 院	0. 184	0. 153	0. 144	0. 163	0.148	0. 147
,	鳥 取 商 工 会 館	0. 106	0.082	0. 047	0. 080	0. 079	0.068
	山陰合銀鳥取支店	0. 165	0. 245	0. 059	0. 111	0. 130	0. 138
	倉 吉 市 役 所	0. 031	0.034	0. 029	0.065	0.038	0. 017
	日本交通新町営業所	0. 072	0. 071	0. 059	0. 076	0.079	0. 051
倉吉市	※1 中部総合事務所	0. 030	0. 031	0. 027	0. 093	0. 041	0.021
a managaran da man	からさわや駅前店	0. 049	0.049	0. 041	0. 081	0.042	0. 036
A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH	夜見鉄工団地	0. 125	0.062	0.074	0.064	0. 075	0. 080
	NHK住吉中継所	0. 073	0. 178	0. 046	0. 036	0.029	0.044
	皆 生 温 泉 会 館	0. 284	0. 118	0. 222	0. 151	0. 172	0. 150
米子市	米 子 保 健 所	0. 117	0. 110	0. 088	0. 080	0. 053	0.064
3 2	米子商工会議所	0.199	0. 062	0. 151	0. 187	0. 149	0. 159
	西部総合事務所	0. 237	0. 080	0. 177	0. 161	0. 127	0. 136
	済生会境港総合病院	0. 202	0. 149	0. 189	0. 123	0. 141	0.207
境港市	境測候所	0.130	0. 076	0. 108	0.069	0.056	0. 104
5.	余 子 小 学 校	0. 103	0. 045	0. 072	0. 036	0.022	0. 035
日吉津村	日 吉 津 小 学 校	0. 202	0. 121	0. 178	0. 139	0. 101	0. 156

⁽注) ※1は昭和60年4月から県立厚生病院から変更。

31条/二酸化鉛法による硫黄酸化物汚染度の評価

0 III

44

)22

+ O					
汚	染	度	тg/SO3/目/100 cm²PbO2	評	価
苏 染	度第	1 度	0.5 以上 1.0 未満	軽微な汚染	
1	第	2 度	1.0以上2.0未満	普通度の汚染	
"	第	3 度	2.0以上3.0未満	中等度の汚染	
ji,	第	4 度	3.0以上4.0未満	やや高度の汚染	
iji		5 度	4.0以上	高度の汚染	
1					

PbO2 法による SO2 汚染度の判定基準(寺部)

図1 二酸化硫黄濃度の経年変化

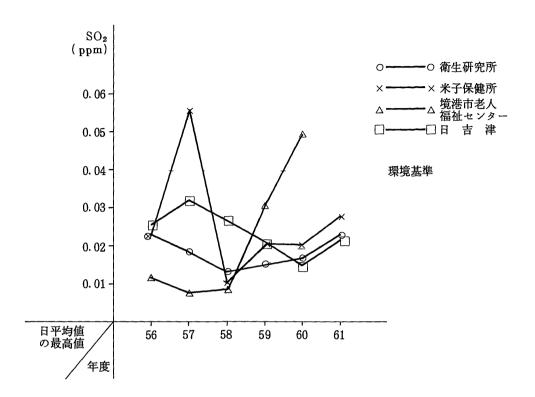
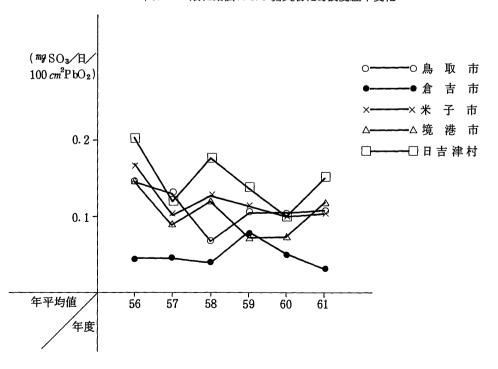


図2 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度経年変化



(2) 一酸化炭素

ァ 一般環境大気測定局

一般化炭素農度の測定は、自動測定機(非分散型赤外分析法)により昭和50年6月から衛生研究所で、昭和54年3月から米子保健所で実施している。

昭和61年度測定結果(表32)によれば、衛生研究所では測定時間8,693時間について1時間値の8時間平均値の最高値1.2 ppm、日平均値の最高値0.9 ppmであり、環境基準に適合している。また、米子保健所では測定時間8,689時間について、1時間値の8時間平均値の最高値は2.0 ppm、日平均値の最高値1.2 ppmであり 環境基準に適合している。

経年変化は表33のとおりである。

イ 自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気中一酸化炭素濃度の測定は、自動測定機(定電位電解法)により昭和50年度から鳥取市未広温泉町(日交旅行センター)で、昭和53年度から米子市加茂町(中国電力前)で、昭和54年5月から鳥取市松並町(丸山交差点)で毎月1回実施している。

昭和61年度測定結果(表34)によれば、3地点の日平均値最高値は4.8 ppm(日交旅行センター)、1時間値の8時間平均値の最高値は6.6 ppm(日交旅行センター)であり いずれも環境基準に適合していると考えられる。

表 32 一酸化炭素農度測定結果(一般環境大気測定局)

測定局	有効測定日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	が 20 を超 回数	えた	日がを日の	ppm えた	8時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の二%除外	日 10ppm 10pm た 日 税 と 連 と 上 た く の 無 と と に る の に え り 続 と り 続 と り た り し の に も り し の に も り の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	環の評る値を日 塩期により 面 を は を は を が を が を が を が を が を が り が り が り が り が
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(有×無〇)	(日)
衛生研究所	361	8,693	0.4	0	0	0	0	1.2	0. 9	0. 7	0	0
米子保健所	360	8,689	0. 5	0	0 0		0	2. 0	1.2	0. 9	0	0

表 33 一酸化炭素濃度経年変化(一般環境大気測定局)

測定局			—— 写	Į.				目	_		昭 和 56年度	昭 和 57年度	昭 和 58年度	昭 和 59年度	昭 和 60年度	昭 和 61年度
	測		定	Ē		時		間	(時間)	8, 645	8, 725	8, 548	8, 630	8, 575	8, 693
衛	日		7	ž		均		値	(ppm)	0 4	0.4	0. 4	0.4	0. 4	0.4
生	8#	寺間	値が	20p	pm	超	た巨	数	(回)	0	0	0	0	0	0
研究	B3	平均	値が	10p	pm	超	たト	数	(日)	0	0	0	0	0	0
所	8		間	値	の	最	高	値	(ppm)	1. 9	1.8	1.6	1.5	2. 1	1. 2
	日	平	均	値	の	最	高	値	(ppm)	1. 2	1.3	1. 1	1.0	1.3	0. 9
	測			<u>:</u>		時		間	(時間)	3, 392	4, 102	4, 631	3, 319	3, 106	8, 689
米	年			ž		均		値	(ppm)	0. 5	0.5	0. 5	0. 5	0. 5	0. 5
子	8#	寺間(値が	20p	pm₹	超え	た回	数	(回)	0	0	0	0	0	0
保健	B ₂	平均	値が	10p	pmā	超え	た日	数	(日)	0	0	0	0	0	0
所	8	時	間	値	の	最	高	値	(ppm)	1.6	1. 9	1. 7	1.4	1.5	2.0
	日	平	均	値	の	最	高	値	(ppm)	1. 1	1. 1	1. 1	1.2	1.0	1.2
\•∕ tata	測		— 定	<u> </u>		時		間	(時間)	1, 340	863	2, 636	2, 762	2, 358	
港市	年		य	ž.		均		値	(ppm)	0.3	0.3	0. 3	0. 3	0.4	
境港市老人福祉。	8#	寺間	値が	20p	pm	超	た回]数	(回)	0	0	0	0	0	
祖 社 セ	日3	平均	値が	10 p	pmž	超え	た日	数	(日)	0	0	0	0	0	
ノタ	8	時	間	値	Ø	最	高	値	(ppm)	0. 9	1.0	1. 1	1.8	1. 2	
Ī	日	平	均	値	Ø	最	高	值	(ppm)	0. 6	0.7	0. 5	1. 2	0.8	

(注) ※印は昭和59年2月から境港工業高校より変更。

表34 一酸化炭素濃度測定結果(自動車排出ガス測定局)

測	定	局	有効測定日数 日)	測定時間開	年平均值	8時間値 ppmを表 数とそ (回)	留えた回	日平均値 ppm を制 数とそ (日)	留えた回	8 時 間 値 の (2272)	日平均値の値
日亦	 旅行セ	ンター	12	288	(ppm) 3. 4	(EI)	0	0	0	(ppm) 6.6	(ppm) 4.8
<u> </u>		差点	12	288	1.4	0	0	0	0	3. 9	2. 1
中	国 電	力前	11	264	1.4	0	0	0	0	2. 5	1.9

表 3 5 一酸化炭素濃度経年変化(自動車排出ガス測定局)

測定局		項			目		昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度	昭和61 年 度
	測	定	時		間	(時間)	264	235	312	286	288	288
日 交	年	平	均	-	値	(ppm)	2. 5	3.0	3. 6	3. 7	4. 0	3. 4
日交旅行	8時間	引値が20 p	pmを超	えた[回数	(回)	0	0	0	0	0	0
セン	日平均	月値が10 p	pmを超	えたし	日数	(日)	0	0	0	0	0	0
ター	8 時	間値	の最	高	値	(ppm)	6. 9	8.0	7. 9	11.7	11.7	6.6
	日平	均值	の最	高	値	(ppm)	3.3	5.5	5.3	8. 9	8.6	4.8
	測	定	時		間	(時間)	240	192	288	283	288	288
丸	年	平	均		値	(ppm)	1.6	1.6	1.6	2. 0	2. 6	1.4
山 交	8 時間	間値が20 p	pmを超	えた[回数	(回)	0	0	0	0	0	0
差	日平均	月値が10 p	pmを超	えたし	日数	(日)	0	0	0	0	0	0
点	8 時	間値	の最	高	値	(ppm)	3. 7	3. 7	3. 6	4.4	10. 9	3. 9
	日平	均値	の最	高	値	(ppm)	2. 3	2. 2	2. 6	3. 5	6.4	2. 1
	測	定	時		間	(時間)	288	264	288	288	288	264
中	年	平	均		値	(ppm)	1.4	1.5	1.3	1.4	1.8	1.4
国電	8 時間	間値が20 p	pmを超	えた国	回数	(回)	0	0	0	0	0	0
力	日平均	月値が10 p	pmを超	えたし	日数	(日)	0	0	0	0	0	0
前	8 時	間値	の最	高	値	(ppm)	2. 6	3. 0	2. 3	2. 5	3. 3	2.5
	日平	均值	の最	高	値	(ppm)	2. 1	2. 2	2. 0	2. 0	2.5	1.9

図3 一酸化炭素濃度経年変化

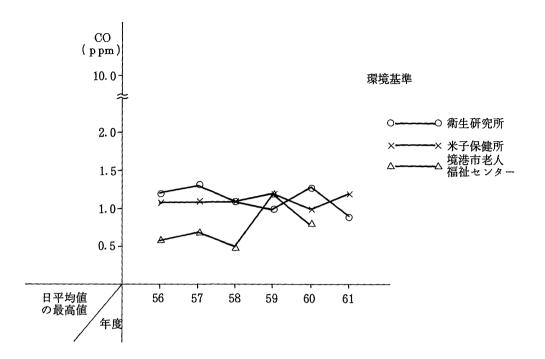
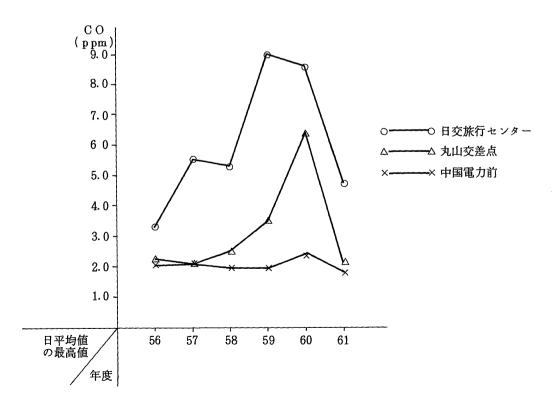


図4 一酸化炭素濃度経年変化(自動車排出ガス測定局)



(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質濃度の測定は、自動測定機(光散乱法)により測定した相対濃度を重量濃度に換算する方法により 昭和48年9月から衛生研究所で、昭和54年3月から米子保健所で実施している。

昭和61年度測定結果 (表36)によれば、衛生研究所では日平均値の最高値 $0.065 \, \text{mg/m}^3$ 1時間値の最高値 $0.193 \, \text{mg/m}^3$ で、環境基準に適合している。また、米子保健所では日平均値の最高値 $0.127 \, \text{mg/m}^3$ 、1時間値の最高値 $0.262 \, \text{mg/m}^3$ と環境基準を超えたが 長期的評価から見て環境基準に適合していると考えられる。

経年変化は表37のとおりである。

表 3 6 浮遊粒子状物質濃度測定結果

測	定	局	有効測定日数	測定時間	年 平 均 値	1時間 0.20mg を超 時間 その記	g/m³ えた 数と	日平: 0.10m を超 日 数 その:	えた	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値 0.10mg/m³ を日がえ を日以上た 日以上た有 との有	環境基準の 長期的日間 日間 0.10 上の で 対値 2.10 大の 日間 を 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間
			(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/ _{m3})	(mg m³)	(有×無○)	(日)
衛生	上研究	完所		8,727		0	0	0	0	0.193	0.065	0.052	0	0
米	子保領	建所	291	7,050	0.029	1	0.0	1	0.3	0.262	0.127	0.069	0	0

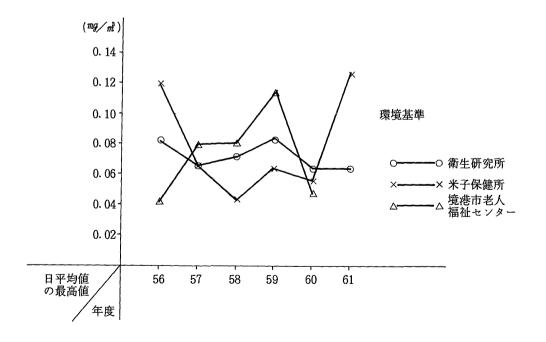
表 3 7 浮遊粒子状物質濃度経年変化

測定局			孚	į				目		昭和50年 度	6	昭和57年 度	昭和58 年 度			昭和61 年 度
	測	_	定			時		間	(時間)	8, 68	о	8, 663	8, 613	8, 680	8, 642	8, 727
衛	年		平		:	均		値	(mg/m^3)	0. 020	6	0. 025	0. 025	0.027	0.024	0. 023
生	1時	間値	が0.20	0 mg/	′m³ ē	:超え	_ た時	間数	(時間)		О	0	0	0	0	0
研究	日平	z均值	[が0.	10 mg	/m ³	を超	えた	日数	(日)	(0	0	0	0	0	0
所	1	時	間	値	の	最	高	値	(mg/m ³)	0. 17	0	0. 175	0. 197	0. 163	0. 165	0. 193
	日	平	均	値	Ø	最	高	値	(mg/m^3)	0. 08:	3	0.066	0.071	0.084	0.065	0.065

測定局				—— [目		昭和56年 度		昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度	昭和61 年 度
	測		定		ı	持		間	(時間)	2, 692	4, 097	4, 703	3, 838	4, 146	7,050
*	年		平		:	——— 均		值	(mg/m^3)	0. 032	0.020	0.017	0. 021	0. 021	0.029
子保	1時	間値	केड 0.2	0 mg/	∕m³ &	:超え	た時間	引数	(時間)	4	0	0	0	0	1
健	日平	均值	(が0.	10 ուջ	g/m³	を超	えたし	3数	(日)	0	0	0	0	0	1
所	1	時	間	值	の	最	高	値	(mg/m^3)	0. 290	0. 145	0. 133	0. 123	0.118	0. 262
	日	平	均	値	Ø	最	高	値	(mg/m^3)	0. 122	0.068	0.045	0.062	0.058	0. 127
※境	測		定					間	(時間)	1, 151	647	2,588	3,884	3, 955	
港市老	年		平			均		値	(mg/m^3)	0. 021	0.027	0, 023	0.025	0.016	
人人	1時	間値	ð\$ 0.2	0 mg/	m³ ž	:超え	た時間	引数	(時間)	0	0	0	3	0	
福祉セ	日平	均值	[か] 0.	10 mg	g∕m³	を超	えたし	3数	(日)	0	0	0	1	0	
セノタ	1	時	間	値	の	最	高	値	(mg/m^3)	0 125	0 133	0 137	0 784	0 104	
1	B	平	均	値	の	最	高	値	(mg/m^3)	0. 041	0. 079	0.081	0. 115	0.048	\bigvee

(注) ※印は昭和59年2月から境港工業高校より変更

図 5 浮遊粒子状物質濃度経年変化



(4) 窒素酸化物

窒素酸化物濃度の測定は、自動測定機(ザルツマン試薬を用いる吸光光度法)により昭和48年 5月から衛生研究所で、昭和54年3月から米子保健所で実施している。

昭和61年度の二酸化窒素の測定結果(表38)によれば、衛生研究所では日平均値の最高値が0.016 ppmであり環境基準に適合している。また、米子保健所では日平均値の最高値が0.027 ppmであり、環境基準に適合している。

二酸化窒素の経年変化は表39のとおりである。

表 3 8 二酸化窒素濃度測定結果

			有	測	年					1	日	日		
			効		777	日平均	値が	日平均	ョ値が	時 間	平均	平均値	98%値割	
			測	定	平	$0.06 \mathrm{p}$		0.04 _I 上 0.0	pm以(6 ppm	値	値	の	による E 均値が0.	
測	定	局	定	時	均	超えた		以下の	日数	の 最	の 最	年間	ppm を超	日え
			日			とその)割合	とその)割台	高	高	98 %	た日	数
			数	間	値					値	値	値		
<u> </u>			(日)	(時間)	(ppm)	(目)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)]
衛	生研究	兒所	343	8, 275	0.005	0	0	0	0	0. 035	0.016	0.012	0	
米	子保健	建所	351	8, 566	0. 011	0	0	0	0	0. 123	0. 027	0. 022	0	

表39 二酸化窒素濃度の経年変化

測定局			項					目		昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度	昭和61 年 度
	測		定	:		時		間	(時間)	8, 682	8, 525	8, 645	8, 548	8, 683	8, 275
衛	年		平			均		値	(ppm)	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0. 005
生研究所	日平	P均值	直が0	.0 6 J	ppm 8	を超え	えたり	数	(日)	0	0	0	0	0	0
所	1	時	間	値	Ø	最	高	値	(ppm)	0.052	0. 058	0.046	0.040	0. 042	0. 035
	日	平	均	値	Ø	最	高	値	(ppm)	0. 025	0. 028	0. 030	0. 021	0. 023	0. 016
	測		— 定	:		時		間	(時間)	3, 853	4, 218	4, 671	4, 294	4, 266	8, 566
米	年		平	ŝ.		均		値	(ppm)	0. 013	0.010	0.009	0. 010	0.009	0. 011
米子保健所	日平	F均值	直が0	.0 6 J	opm?	を超 2	えたし	∃数	(日)	0	0	0	0	0	0
所	1	時	間	値	の	最	高	値	(ppm)	0.047	0. 055	0.043	0.054	0. 106	0. 123
	日	平	均	値	の	最	高	値	(ppm)	0. 026	0. 025	0. 026	0. 029	0. 024	0.027

測定局			項					目		昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度	昭和61 年 度
※境港市老	測		定		ŀ	诗		間	(時間)	1, 344	864	2,636	3, 935	3, 839	
市老	年		平	:	;	均		値	(ppm)	0.004	0.004	0.003	0.005	0.005	
福祉	日立	P均值	5が0	.06 I	ppm §	超え	たたし	数	(日)	0	0	0	0	0	/_
セン	1	時	間	値	の	最	高	値	(ppm)	0. 029	0. 033	0.024	0.044	0. 033	
ター	日	平	均	値	の	最	高	値	(ppm)	0.009	0.012	0.011	0.024	0.017	

(注) ※印は昭和59年2月から境港工業高校より変更。

(p pm) 環境基準 0.04 0.03 -0 衛生研究所 ×米子保健所 0.02 0.01 日平均値 の最高値 57 60 61 56 58 59 年度

図 6 二酸化窒素濃度経年変化

(5) 光化学オキシダノト

光化学オキンダント濃度の測定は、自動測定機(中性ョウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法) により昭和48年6月から衛生研究所で、昭和54年3月から米子保健所で実施している。

昭和61年度の測定結果(表40)によれば、衛生研究所では1時間値の最高値が0.100 ppmであり、昼間測定日数365日、時間数5,399時間中60日314時間が環境基準を超えているが 緊急時の措置基準0.12 ppmを超えることはなかった。米子保健所では1時間値の最高値が、0.083 ppmであり、昼間測定日数345日、時間数5,024時間中25日100時間が環境基準を超えているが 緊急時の措置基準0.12 ppmを超えることはなかった。また、被害の届出はなかった。

経年変化は表41のとおりである

表40 光化学オキシダント濃度測定結果

			有	測	年			1	日,	昼	昼					昼間	昼間
			効	定		1時	間値	時間	平り均	間	間	昼間		昼間		の	間値のの
			測	nd:	平	が 0.		値	値	測	測定	時間		時間		時	日年最
測	定	局	定	時	均	ppm えた	を超	の	の □	定	時		ppm えた	0.12 以 _		間値の	最平高
<u> </u>			日	間	均	数と		最高	最高	日	間		えた。		とと	の最	1均
			数	数	値	割	合	値	値	数	数	時間	引数	時間	』数	最高値	時値
			(日)	時間	(ppm)	時間	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
衛生	一研	究所	357	8,411	0.032	358	4.3	0.100	0.069	365	5,399	60	314	0	0	0.100	0.049
米子	保	健所	326	8,056	0.024	114	1.4	0.083	0.061	345	5,024	25	100	0	0	0.083	0.035

- (注) 1. 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数。
 - 2. 昼間とは5時から20時までの時間帯。

表41 光化学オキシダント濃度経年変化

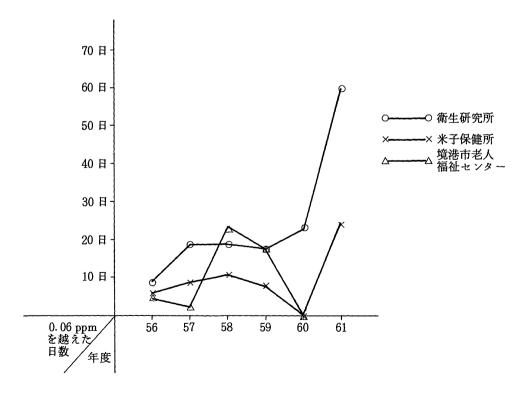
測定局		Ŧ	1			目		昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59年 度	昭和60年 度	昭和61 年 度
	昼	間	測	定	月	数	(日)	344	357	355	364	364	365
衛	昼	間	測	定	時	間	(時間)	5, 122	5, 339	5, 302	5, 356	5, 346	5, 399
生生	昼間の	21時	間値が	0.0 6	ppm	- を超	(日)	9	19	19	18	23	60
研	えた	数と	時間数				(時間)	21	87	94	75	84	314
究所	昼間の	1時間	値が0.1	2ppml	北上の	ᆊ 数	(時間)	0	0	0	0	0	0
171	昼間	の 1	時間	値の	最高	与值	(ppm)	0. 077	0.084	0. 084	0.080	0.098	0. 100
	昼間0	日最	高1時	間値の	年平	均值	(ppm)	0. 039	0.042	0.044	0. 031	0. 047	0.049
	昼	間	測	定	日	数	(日)	136	163	177	185	173	345
 _米	昼	間	測	定	時	間	(時間)	2, 011	2, 423	2, 650	2,552	2, 469	5,024
子	昼間の	つ 1時	間値が	0.06	ppm	を超	(日)	6	9	11	8	1	25
保	えた	日数と	時間数				(時間)	36	37	55	35	3	100
健所	昼間の	1時間	直が0.12	 2p p m以	上の黒	 開数	(時間)	0	0	0	0	0	0
ולח	昼間	の 1	時間	値の	最高	高値	(ppm)	0.086	0.082	0.081	0.086	0.068	0.083
	昼間0	り日最	高 1 時	間値の	年平	均值	(ppm)	0. 037	0.042	0. 046	0. 039	0. 036	0. 035

測定局		Į	頁			B			昭和56年 度	昭年	和57 度	昭和5年 度	8 年	召和59 手 度	昭和60 年 度	昭和年	口61 度
※境	昼	間	測	定	日	数	(日)	44		36	8	3	175	167		
港市老	昼	間	測	定	時	間	(日	寺間)	657		539	1, 31	1	2, 506	2, 422		7
老人	昼間	の 1 時	間値か	\$ 0.0	6 ppm	を超	(日)	5		3	23	3	18	0		7
人福祉	えた	日数と	時間数	t			(H	寺間)	41		13	11	3	67	0		
セン	昼間	の1時間	値が0.1	l2ppm	以上加	捐数	(#	寺間)	0		0)	0	0	1	
ター	昼	間の:	時間	引値 の	の最高	等値	(ppm)	0.114	0.	083	0.09	3	0. 091	0.063	1	
,	昼間	の日最	高1時	持間値	の年平	均值	(ppm)	0.048	0.	049	0.04	7	0.046	0.041		

(注) 1. 昼間とは5時から20時までの時間帯。

※印は昭和59年2月から境港工業高校より変更。

図7 光化学オキシダント 環境基準を超えた日数の経年変化



(6) 降下ばいじん

降下ばいじんの測定は、デポシットゲージ法による測定を昭和46年9月から開始し、現在4市 1村、計5地点で実施している。

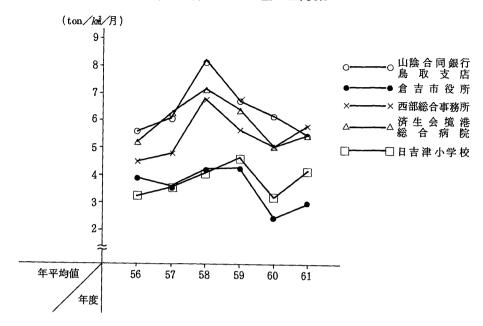
昭和61年度の測定結果(表42)を見ると 最高は米子市糀町(西部総合事務所)の15.8 ton / Km²/月で、最低は倉吉市葵町(倉吉市役所)0.6 ton / Km²/月であるが、年平均を見ても全測点で汚染の目安とされている10 ton / Km²/月未満の部類に入り 軽微な汚染といえる。また、経年的にみても横ばい傾向にある。(図8)

表42 降下ばいじん量の経年変化

(単位 ton/Km²/月)

	測定年度	昭和	156年	度	昭和	1157年	度	昭和	印58年		昭和	159年	度	昭和	口60年	=度	昭和	1161年	=度
 測定点	Ţ,	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
鳥取	山陰合同銀 行鳥取支店	9.1	2.1	5.6	12.9	1.9	6.0	18.5	3.1	8.4	11.1	3.1	6.7	11.5	2.1	6.2	12.4	1.9	5.4
倉吉	倉吉市役所	8.0	0.9	3.9	6.9	1.6	3.6	7.8	1.6	4.2	8.5	1.7	4.3	4.3	0.6	2.5	4.8	0.6	2.9
米子	西部総合事務所	8.1	1.6	4.5	9.5	1.9	4.8	12.9	2.7	6.8	10.3	1.3	5.7	10.1	1.9	5.1	15.8	1.6	5.8
境港	済生会境港 総 合 病 院	9.0	1.9	5.2	11.8	2.8	6.2	13.4	2.5	7.1	11.1	2.7	6.5	10.4	1.7	5.1	14.7	1.1	5.4
日吉津	日 吉 津小 学 校	7.1	1.4	3.3	7.2	1.5	3.6	8.0	1.5	4.1	9.7	1.9	4.7	4.6	1.4	3.2	10.9	0.6	4.1

	デポジットゲージ法による降下ばv	いじん汚染度の評価	
汚 染 度	降下ばいじん量(ton/Kur²/月)	評	価
1	10 未満	軽微な汚染	
2	10 以上 20 未満	中等度の汚染	
3	20 以上	高度の汚染	



3 各汚染物質の経年変化

一般環境大気測定局における各汚染物質濃度の測定は、次のとおりである。

衛生研究所においては、二酸化硫黄濃度の年平均値は昭和56年度から61年度において0006~0.005 ppmであり横ばい傾向にある。一酸化炭素濃度は年平均値が0.4 ppmで横ばい傾向にある。浮遊粒子状物質濃度は昭和56年度以来年平均値はほぼ横ばい傾向にある。窒素酸化物(二酸化窒素)については、昭和56年度以来年平均値は0.008~0.005 ppmの範囲にあり、日平均値が0.06 ppmを超えた日数は皆無である。

光化学オキシダント濃度は昭和56年度以来、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数はやや増加傾向にあるが 緊急時の措置基準0.12ppmを超えた時間は皆無であった。

米子保健所においては、二酸化硫黄濃度の年平均値は昭和56年度から61年において、0.008 ppmから0.004 ppmとやや減少傾向がうかがわれる。一酸化炭素濃度は年平均値が0.5 ppmで横ば い傾向にある。窒素酸化物については、56年度以来日平均値が0.06 ppmを超えた日数は皆無である。

光化学オキシダント農度は昭和56年度以来、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数は年度によって増減はあるが、緊急時の措置基準0.12ppmを超えた時間は皆無である。

自動車排出ガス測定局における一酸化炭素濃度は、鳥取市末広温泉町日交旅行センターで昭和56年度からの年平均値は2.5~4.0 ppmであり、1時間値の8時間平均値が20 ppmを超えたもの及び1時間値の日平均値が10 ppmを超えたものは皆無であった。

鳥取市松並町丸山交差点及び米子市加茂町中国電力前については、鳥取市日交旅行センターと同程 度ないしそれ以下の濃度か保たれている。

第2節 大気汚染の防止対策

1 法・条例による規制

(1) 法による規制

大気汚染防止法(以下「法」という。)の仕組みとしては、施設の種類を定め(ばい歴発生施設28種、粉じん発生施設5種)各施設を設置しようとする者、及び現に設置している施設を変更しようとする者に対して、届出の義務(法第6条設置届、第8条変更届)を課し、また、ばい歴排出者の遵守すべき排出基準を定め、この排出基準に適合しない場合は、ばい歴排出者に対し計画変更や改善を命じ(法第14条)これに従わない場合は罰則が適用される。

なお、現在、硫黄酸化物 ばいじん 有害物質(塩化水素等) 窒素酸化物等について、排出基 準が定められている。

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準(施行規則第3条)は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の 許容限度として $q=k\times10^{-3}\times He^2$ (qは1時間当たりの硫黄酸化物の排出基準量、Heは 有効歴突高、kは排出係数)で表されており 規制はk値で行われている。本県は、昭和49年 4月1日から全域が17.5となっている。

イ ばいじん

ばいじんの排出基準 (施行規則第4条)は、ばい歴発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじん量について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

近年、石炭転換等エネルギー状勢の変化への対応と、大気中の粒子状物質に対する対策として昭和57年6月1日より排出規制の改定強化が図られた。改定の概要は①法第3条第1項の規定によるばいじんの排出基準(一般排出基準)を1/2に強化、②コークス炉等の7施設について新たに排出基準を設定、③標準酸素濃度補正方式の導入により、規制の公平を期する等である。

ウ 塩化水素

塩化水素の排出基準(施行規則第5条第1号)は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される塩化水素について、発生施設の種類により規制されており、廃棄物廃却炉等が該当している。

エ 窒素酸化物

固定発生源に対する全国一律の窒素酸化物排出基準(施行規則第5条第2号)については、昭和48年8月に大型施設を対象とする第1次規制、昭和50年12月に対象施設の拡大等を内容とする第2次規制、また、昭和52年6月に対象施設の拡大及び排出基準の強化を主とする第3次規制、更に昭和54年8月10日から対象施設を拡大した第4次規制、更に昭和58年9月10日から固体燃料(石炭等)に係る排出基準強化を主とする第5次規制を実施している。(資料3参照)

オ その他の有害物質

その他の有害物質(塩化水素を除く。)の排出基準(施行規則第5条第1号)は、ばい煙発生 施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質について、発生施設の種類により 規制されている。

カ粉じん

粉じんに関する規制は、粉じん発生施設について定められている構造並びに使用及び管理に関 する基準(施行規則第16条)により規定されている。

以上、県では、ばい歴排出者に課されている排出基準の遵守を監視するため、県内各保健所及 び衛生研究所を通じて、施設立入検査を行い、歴道中排ガス測定、重油の抜き取り(含有硫黄分 測定)等を実施し、排出基準を上回っている施設には、ばい煙排出者に対し、施設改善指導を実 施している。

昭和61年度末現在におけるばい煙発生施設(表43) また、粉じん発生施設(表44)は 次のとおりである。

表43 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設種類別届出数

(電気工作物・ガス工作物であるばい煙発生施設を含む)

令別表第一 の項番号	保健所名施设名	鳥 取	郡家	倉 吉	米 子	根 雨	計
1	ボイラー	176	19	94	212	13	514
2	ガス発生炉	2	_	_	2	_	4
5	溶解炉	_	_	_	4	-	4
6	金属加熱炉	_	ł	10	4	_	14
7	石油加熱炉	1	_	_	2	_	3
9	焼 成 炉	2	_	_	2	_	4
1 1	乾 燥 炉	6 (6)	3 (3)	4 (4)	12 (10)	1 (1)	26 (24)
1 3	廃棄物 焼却 炉	13	11	6	39	9	78
	at	200 (137)	33 (26)	114(78)	277 (172)	23(17)	647(430)

(注) 〔〕…骨材乾燥炉数

()…工場 事業場数 (昭和62年3月31日現在)

表44 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設種類別届出数

(電気工作物である粉じん発生施設を含む)

令別表第二 の 項 番 号	施設	保健	所名	鳥 取	郡	家	倉	吉	米	子	根下	ij	at .
2	堆	積	場	2		1		2		8	6	?	15
3	コ	ン ベ	ア	25		3		1	-	13	18	3	59
4	破摩	· 辞	機機	14		5		_		7	,	,	33
5	\$	る	<i>ل</i> ا	7		3		1		2	,	,	19
	計			48(9)	120	(3)		2(2)	30)(11)	34(3	3)	126(28)

(注) ()…工場 事業場数

(昭和62年3月31日現在)

(2) 自動車排出ガス規制

自動車排出ガスによる大気汚染防止対策として、国においては中央公害対策審議会の答申に基づき新車及び使用過程車を対象として一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等に係る規制が段階的に強化され、排出ガスの量の削減が図られている。

(3) 条例による規制

鳥取県公害防止条例(昭和46年10月12日公布、県条例第35号、昭和47年4月1日施行)による規制は、バーク炭製造施設及び貯蔵施設、打綿機、混打綿機を粉じん関係特定施設(表45)とし、施設管理基準(表46)を定めて規制しているが 昭和61年度末現在の届出数は表47のとおりである。

表 4 5 粉じん関係特定施設と規模

		施	起	名	
1.	バーク炭(のこ屑、	木皮等を炭化さ	せ微粉炭にしたも	の)製造施設及び貯蔵施設	
2.	打綿機及び混打綿機	ķ.			

表46 粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準

4. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

	管	理	基	準	
次の各号のいずれかに	:該当すること	0			
1. 粉じんが飛散しにく	い構造の建築	極内に 設置	されている。	こと。	
2. フード及び集じん機	が設置されて	いること。			
3. 戸・窓等が密閉され	ていること。				

表 4 7 公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設種類別届出数

施設		保	健所名	鳥	取	郡	家	倉	吉	米	子	根	雨	at
打	綿		機	21	(18)		8(8)		26(24)		33(27)		3(3)	91(80)
混	打	綿	機	1	(1)						1(1)			2(2)
バー	- ク炭製造	(貯蔵)施設				1(1)							1(1)
	at			22	2(19)		9(9)		26(24)		34(28)		3(3)	94(83)

(注) ()…は事業場の数

(昭和62年3月31日現在)

2 監視状況と行政指導

(1) 煙道中排出ガス測定立入検査

昭和61年度中に厘道中排出ガス測定立入検査を実施した施設(表48)は延べ119施設(40 工場 事業場)であり、いずれも排出基準以下であった。

表48 昭和61年度煙道中排出ガス測定立入検査状況

			硫黄酮	変化物	ばいじん		塩化	水素	窒素面	 俊化物	合	+a	
令別表第1の施設数		立 入 施設数	違 反 施設数	立 入 施設数	違 反 施設数								
1	ボ	イフ		28	0	26	0	0	0	27	0	81 (28)	0
9	焼	成	炉	0	0	1	0	0	0	0	0	1(1)	0
11	乾	燥	炉	2	0	2	0	0	0	2	0	6(2)	0
13	廃勇	棄物焼去	炉	8	0	9	0	6	0	8	0	31(9)	0
		at		38	0	38	0	6	0	37	0	119(40)	0

(注) ()…工場 事業場数

(2) 重油抜取り検査

大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物排出基準(K値規制)に係る適合状況について昭和61年度中に193工場 事業場に立入検査を実施し、使用燃料中の重油の抜き取り検査を行った結果、いずれも基準以下であった。

(3) 大気関係監視指導状况

昭和61年度中に実施したばい煙発生施設及び粉じん発生施設等に対して施設の改善等で行政指導した延件数は表49のとおりである。

表 4 9 大気関係監視延指導件数

16	В	ばい煙発生施設		~-	粉口	じん多	往生	~ .	A +	
項	Ħ	法	その他	pl	法	条	例	その他	рΙ	मिम
延監視指導	件 数	388	0	388	47		0	0	47	435